

暮らしお情報



福島県最低賃金の改正

福島県最低賃金が令和8年1月1日から変わります。

時間額 1,033円

福島県最低賃金は、常用、臨時、パートタイム、アルバイト等の名称にかかわらず福島県内全ての労働者に適用され、使用者は、その金額以上を支払わなければなりません。

最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- 精皆勤、通勤、家族手当
- 時間外、休日の割増賃金及び深夜手当
- 臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

●お問い合わせ先 福島労働局労働基準部賃金室
☎ 024-5336-4604

福島から大阪、札幌、台湾へ。

手荷物を一度預ければ最終目的地まで自動で運ばれる乗り継ぎ利用が非常に便利。四国・九州各地、沖縄へもスムーズに到着。
ただいま、お得なキャンペーん実中!

「福島県地域おこし協力隊合同募集 説明会」開催!

福島県内で「地域おこし協力隊」を募集する市町村が集結し、説明会を開催します。地域おこし協力隊制度や募集内容についての個別説明や相談が可能です。「興味のあるご家族友人・知人がいらっしゃいましたらぜひご案内ください!」

●対象 地域おこし協力隊への応募を検討している方

●参加費用 無料

●開催日時 令和8年1月25日(日)11時~15時30分

●会場 東京交通会館 3階 グリーンルーム
(東京都千代田区有楽町2-10-1)



詳しくは、福島労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。
☎ 024-5336-2777

○福島空港Winter旅キャンペーン

○乗つトクーチェックインキャンペーン

年次有給休暇を活用して福島県の魅力に触れよう

地域が一体となって年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう

年次有給休暇の取得促進には、労働者の心身の健康保持・増進、企業の生産性向上や起業イメージの向上につながります。加えて、年次有給休暇を活用すれば、県内の四季折々のイベントへの参加や沢山の観光地への訪問がしやすくなり、「層福島県の魅力に触れることができます。

●申込方法 特設サイトからお申し込みください。
●お問い合わせ先 (一社)ふくしま連携復興センター
☎ 024-5731-2732

年次有給休暇を活用して福島県の魅力に触れよう

厚生労働省・福島労働局 公開基準監督署
<https://www.hil.go.jp/>

※本件の主な取扱い窓口は、福島労働局です。年次有給休暇を取得して、家族が過ごしたり、地域の活動に参加したり、新しい働き方・休憩方を探してもらいましょう。